

通信 日本史 B レポート No.1 担当：おおつか

2年 名前 ()

教科書 p.20～23、26～29 を参考にして、レポートを完成させなさい。

※教科書をまだ買っていない人は、レポート No.1 参考資料を使って完成させなさい。

1 次の文章が意味する単語を教科書から探し、下の () に書き入れなさい。

- ① 氏と姓によって秩序立てられたヤマト王権のしくみ ()
- ② 6世紀におこなわれた神々の意向を知るための呪術 ()・()
- ③ 589年に中国で成立した大帝国 ()
- ④ 600年から開始された、ヤマト王権が③に派遣した使節団 ()
- ⑤ 618年に中国で成立した大帝国 ()
- ⑥ 645年、蘇我蝦夷・入鹿親子を滅ぼした皇子 ()
- ⑦ 670年に日本ではじめて作成された全国的な戸籍 ()

2 次の文章を読み、正しいものには○を、間違っているものには×を書きなさい。

- ① ヤマト王権では、豪族は氏とよばれる集団をつくり大王に仕えた。 ()
- ② くにのみやっこ 国造 みやけ たちは屯倉とよばれる ちよっかつち 直轄地を設置し、支配力を強めた。 ()
- ③ 天智天皇の死後、その子である大海人皇子と弟の大友皇子が対立した。 ()
- ④ 口分田を支給された民衆は多くの税を課せられたが、防人になると免除された。

1 ヤマト王権の支配のしくみ

ヤマト王権は大王を中心に、畿内の有力な豪族によって構成されていた。豪族はその長である氏上が、血縁にもとづく政治的な集団である氏を代表して大王に仕えた。大王は氏に対して、その地位や身分を示す臣、連などの姓とよばれる称号をあたえ、特に有力な氏上を大臣、大連として政治にあたらせた。また、地方の有力豪族を国造に任じた。このような氏と姓によって秩序立てられたヤマト王権のしくみを、氏姓制度という。

ヤマト王権は、国造の領域内にその土地の一部をさいて屯倉とよばれる直轄地を置き、地方豪族に対する支配を強めた。

2 民俗信仰の展開

弥生時代以降、水稻耕作が普及、発展するのにもなって、農耕にかかわる自然の神々に対する信仰も深まっていった。

6世紀には、自然神や氏神をまつるための神社が建てられ始めた。また、人々は禊や祓をして身をきよめ、けがれをはらい、神々の意向を知るために、太占や盟神探湯などの呪術も行った。

3 東アジアの変化とヤマト王権

朝鮮半島では、5世紀後半ごろから、高句麗に圧迫された百済や、国家の組織をととのえてきた新羅が、半島南部の伽耶諸国に勢力をのばしてきた。ヤマト王権は、朝鮮半島に兵士を送って伽耶諸国との結びつきを維持しようとしたが、562年までに伽耶諸国は百済・新羅の支配下にはいり、朝鮮半島におけるヤマト王権の影響力は大きく後退した。

こうした厳しい情勢のなかで、ヤマト王権は地方の支配や朝廷の機構をととのえようと努力した。この動きのなかで、大連として大伴氏にかわって勢力をのばしていた物部氏と、渡来人と結んで財政権をにぎった大臣の蘇我氏の対立が、仏教の受容をめぐって激化した。蘇我氏は、587年に排仏派の物部氏をほろぼして権力を集中した。

4 遣隋使の派遣と国政の改革

政権をにぎった大臣の蘇我馬子^{そがのうまこ}は、自分のめいである推古天皇^{すいこ}を592年に即位させた。翌593年には推古天皇のおいの厩戸王^{うまやどおう}（聖徳太子^{しょうとくたいし}）がこれを補佐^{ほさ}するしくみができ、馬子と協力して国政の改革^{こくせい}を始めた。

当時東アジアでは、中国で589年に隋^{ずい}が国内^{どういつ}を統一^{だいていこく}して大帝国^{きず}を築き、周りの国々に大きな影響^{けんずいし}をあたえ始めていた。ヤマト王権は600年に最初の遣隋使^{はけん}を派遣した。

5 大化の改新

厩戸王がいなくなると、蘇我馬子の子の蝦夷^{えみし}と孫の入鹿^{いるか}が権勢^{けんせい}をふるった。そのころ中国では、隋^{ずい}が高句麗遠征^{えんせい}の失敗^{しがい}などで滅亡^{めいじやう}した後、618年に唐^{とう}がおこり、律令^{りつりやう}を基本法^{ちゆうおう}とする中央集権^{しゆうけんてき}的な国家体制^{じゆうじつ}を充実^{じゆうじつ}させていた。そして、唐もまた高句麗への攻撃^{こうげき}を始めた。そのため、朝鮮半島の国々や日本は、戦争^{せんじやう}に備える国づくりを急がなければならなかった。

ちょうどそのころ、中国から帰国^{きこく}した留学生^{りゅうがくせい}たちが、唐の国家のしくみなどを伝えると、これまでの氏姓制度^{しせい}をあらため、強力な中央集権^{しゆうけんてき}的な国家をつくろうとする動きが高まった。そこで中大兄皇子^{なかのおえのおうじ}は、中臣鎌足^{なかとみのかまたり}らとともに、645年、蘇我蝦夷^{そがのえみし}・入鹿^{いるか}を倒して政権をにぎり（乙巳の変^{いっしへん}）、国政の改革^{こくせい}に着手^{ちやくしゆ}した。

6 律令国家の形成

668年、中大兄皇子は即位し、天智天皇^{てんじてんのう}となった。天皇は法令の編纂^{へんさん}を試み、670（康午）年には初めての全国的な戸籍^{こうごねんじやく}である庚午年籍^{こうごねんじやく}をつくるなど、国力を強める改革に力をそそいだ。

天智天皇がなくなると、皇位継承^{こういけいしやう}をめぐる、その子大友皇子^{おおとものおうじ}と、天智天皇の弟の大海人皇子^{おおあまのおうじ}との対立^{たいりつ}がはげしくなった。672（壬申）年、吉野^{きよへい}で拳兵^{けんぺい}した大海人皇子は東国^{とうこく}の兵を集めて、大友皇子を倒し（壬申の乱^{じんしんらん}）、翌年即位し、天武天皇^{てんむてんのう}となった。

7 律令国家の統治組織

701年、日本で最初の本格的な律令である大宝律令が完成した。律は刑罰、令は統治組織や政治の運用についての諸規定である。

畿内の豪族たちは天皇から高い位階をあたえられ、それに応じた高い官職についた。そして位階や官職に応じて、食封や禄、位田・職田など多量の給与や、家政をになう組織をあたえられた。また、子や孫は、父祖の位階に応じた一定の位階を自動的にあたえられたので、その地位を世襲する貴族となった（陰位の制）。

8 戸籍と班田収授法

律令制では、6年ごとに戸籍を作成し、50戸を1里（のち郷）に編成した。また、調・庸や労役をとりたてるための台帳として、毎年、計帳がつくられた。

戸籍にもとづいて、6歳以上の男女には口分田が班給された。口分田は死ぬまで耕作できるが、売買は許されず、死者の口分田は6年ごとの班田の年に収公された。これを班田収授法という。

口分田を班給された公民は、収穫の約3%にあたる租を負担し、成年男子には、都まで運んでおさめる調・庸の税のほか、地方の雑徭（年間60日以内の労役）や、兵役の義務（成年男子3～4人に1人）が課せられた。兵士のなかには、衛士として上京して都の警備にあたる者や、防人として遠く北九州の防備に送られる者もいた。

兵士は庸・雑徭を免除されたが、武器や食料の一部は自分で用意する必要があったので、兵士を出す戸の負担は非常に重かった。